配当公告

香川県さぬき市長尾東一〇七〇番地一
破産者　平和印刷工業株式会社

右の者に対する高松地方裁判所平成二十三年（フ）第一三九号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金二四六、八四九、八七七円
（内優先債権金三一、二五二、八四七円）

一、配当することのできる金額
金二七、〇〇九、三七三円
（内優先債権金二七、〇〇九、三七三円）

平成二十五年二月一日
香川県高松市紺屋町五番地五紺屋町5ビル四階
破産管財人　堀内　克則

配当公告

大分市東津留二丁目三番二〇号
破産者　株式会社司建設

右の者に対する大分地方裁判所平成十九年（フ）第一〇二九号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金六、二一九、七五一、八三九円

一、配当することのできる金額
金二六、〇四七、五五〇円

平成二十五年二月一日
大分市千代町二丁目一番二三号弁護士法人アゴラ
破産管財人　岩崎　哲朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県大船渡市末崎町字上山九〇番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　紀室　光雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月一日
岩手県大船渡市盛町字内ノ目四番地一槌屋ビル二階　弁護士法人岩手銀河法律事務所
大船渡事務所
相続財産管理人　弁護士　川見　哲一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区赤坂一丁目三番地、最後の住所埼玉県川口市芝園町三番四―八一三号芝園団地
被相続人　亡　柴崎　康弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月一日
事務所千葉県千葉市中央区長洲一丁目二二番三号羽田ビル二階　本千葉総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中村　恒平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区南台五丁目三四番、最後の住所千葉県市川市国分一丁目二三番一号
被相続人　亡　瀧口　保則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月一日
千葉県市川市市川南一―九―二三京葉住設市川ビル五階弁護士法人リバーシティ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　南川麻由子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区西蒲田八丁目二六番地五、最後の住所東京都北区上十条四丁目一五番一〇―五〇五号シルバーピア天心館
被相続人　亡　藤森　勲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月一日
東京都文京区本郷四丁目一番六号ヴェルディ本郷八階河合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　河合　早苗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区成増四丁目九八九番地、最後の住所東京都練馬区北町三丁目一〇番一七―三〇三号
被相続人　亡　松原　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月一日
東京都港区西新橋一丁目一八番一四号第二須賀ビル五階ねもと法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉田　忠子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区西五反田五丁目五八三番地、最後の住所東京都品川区西五反田三丁目六番三八―五〇一号
被相続人　亡　石川　武明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月一日
東京都新宿区左門町一三番地一号四谷弁護士ビル四〇七号
相続財産管理人　弁護士　赤松　俊武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区西日暮里一丁目五二二番地、最後の住所東京都足立区扇一丁目三三番七号
被相続人　亡　加藤　恒男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月一日
東京都港区虎ノ門一丁目五番六号朝陽ビル三階　相続財産管理人弁護士　鬼丸かおる

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区小日向四丁目五番地、最後の住所東京都練馬区桜台三丁目四〇番一号桜台テラスハウス一六号
被相続人　亡　小林　信治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月一日
事務所東京都豊島区要町一丁目一一番一号センチュリー四〇一号
相続財産管理人　弁護士　紙子　達子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山市東福沢一八一一番地九、最後の住所富山市二口町五丁目六番地三
被相続人　亡　中橋　敦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月一日
富山市新桜町二番二六号　新和ビル五階
和醍法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藤井　輝明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区三田三丁目三三番地、最後の住所山梨県北杜市白州町白須八四三八番地
被相続人　亡　土谷　英次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月一日
山梨県甲府市丸の内一丁目一七番一八号東山ビル二階せきもと法律事務所
相続財産管理人　弁護士　關本　喜文

第42期決算公告

平成25年2月1日

岐阜市矢倉町1番地
新日本金属工業株式会社
代表取締役　後藤　浩

貸借対照表の要旨　（平成24年5月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,635,451	流動負債	1,649,172
固定資産	1,572,618	賞与引当金	58,743
		固定負債	291,334
		株主資本	2,267,564
		資本金	26,800
		資本剰余金	32,200
		資本準備金	32,200
		利益剰余金	2,208,564
		利益準備金	4,564
		その他利益剰余金	2,204,000
		（うち当期純利益）	（385,494）
資産合計	4,208,070	負債・純資産合計	4,208,070